

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	職員の特殊勤務手当に関する条例		公 布 日	昭和41年7月5日	
条 例 番 号	昭和41年三重県条例第29号		直 近 改 正 日	平成24年6月29日	
所管部局課	総務部人事課		電 話 番 号	059-224-2106	
条例の概要	特殊な勤務に従事した職員に対して、その特殊性に応じて支給すべき特殊勤務手当の額等を規定する。			条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	特殊な勤務に従事した職員に対して、その特殊性に応じて手当を支給するための条例であり、一定以上の特殊性を有する勤務が存在する限り必要なものである。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	職員の手当に関する条例であることから、公的な関与は必須である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	随時の改正により、現状に応じた適正な規定となっている。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	職員の給与に関する条例第18条第2項にて「別に条例で定める」とされている。		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公務員法第25条第3項第4号 職員の給与に関する条例第18条第2項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい			
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	随時の改正により、現状に応じた適正な規定となっている。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	随時の改正により、現状に応じた適正な規定となっている。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	随時の改正により、現状に応じた適正な規定となっている。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
	改正・ 廃止の 必要は ない	職員が従事する業務の内容やその特殊性に応じ、随時改正が行われており、いずれの要件も満たしているため、直ちに改正する理由はないと考える。		無	無